

# 第 33 回 学習院大学史学会大会

プログラム  
大会講演要旨  
研究報告要旨

期日：2017年6月17日（土）

会場：学習院創立百周年記念会館

主 催：学習院大学史学会

講演共催：学習院大学文学会

## 目次

プログラム	2
講演者紹介	3
研究報告者紹介	5
大会講演要旨	7
研究報告要旨	10
学習院大学史学会概要	16
『学習院史学』第56号原稿募集のお知らせ	17

## プログラム

### 総会（9：30～10：45）3階 小講堂

開会挨拶

2016年度事業報告

2016年度決算報告

2016年度会計監査報告

2017年度委員長選出

2017年度委員委嘱

2017年度事業方針案

2017年度予算案

閉会挨拶

### 研究報告（11：00～12：00 13：00～15：10）

#### 【第1会場(第1会議室)】

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 工藤 祐一 | 鎌倉幕府裁判における和与と<違背咎>                    |
| 芳澤 直之 | 昭和戦前期の宮中と官僚 一宮内省の機構改革を中心に一            |
| 五島 静夏 | 5世紀末—16世紀におけるパリ大学の特権<br>一王権との関係に着目して一 |

#### 【第2会場(第3会議室)】

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 原 瑠美  | 南宋末の西湖 一杭州知事の政策と政治背景から一（仮）        |
| 岡本 孝信 | イングランド王エセルレッド二世と世俗有力者             |
| 荘 卓燐  | 中国古代の交通と権力<br>一専制君主の誕生における「符」の役割一 |

### 講演（15：30～16：30 16：45～17：45）3階 小講堂

（学習院大学文学会共催）

- |         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 麻田 雅文 氏 | 第二次大戦下における連合国首脳の間復書簡について<br>一蒋介石を中心に一 |
| 家永 遵嗣 氏 | 一四世紀の公武関係・朝幕関係                        |

### 懇親会（18：00～20：00）3階 第1～第3会議室

- \* 学内会員： 500 円
- \* 学外会員：1,000 円
- \* 一 般：1,500 円

## 講演者紹介

### 麻田雅文

#### [経歴]

1980年東京都にて生まれる。2003年学習院大学文学部卒業。2010年北海道大学大学院文学研究科博士課程単位取得後退学。2011年北海道大学より博士(学術)学位取得。日本学術振興会特別研究員(PD)を経て、ジョージ・ワシントン大学エリオット・スクール客員研究員。現在、岩手大学人文社会学部准教授。

#### [著書]

##### 主な著書

- 2012 『中東鉄道経営史－ロシアと「満州」1896-1935』名古屋大学出版会
- 2014 『満蒙－日露中の「最前線」』講談社選書メチエ
- 2016 『シベリア出兵－近代日本の忘れられた七年戦争』中央公論新社

##### 主な編著・共著

- 2017 『ソ連と東アジアの国際政治 1919-1941』みすず書房

#### [主要研究論文]

- 2011 「辛亥革命のロシア帝国の干渉－中国東北を中心として－」(『東洋学報』92巻4号)
- 2012 「日露関係から見た伊藤博文暗殺－両国関係の危機と克服－」(『東北アジア研究』16号)
- 2012 「帝国から国民の河へ－松花河をめぐる日中露の闘争 1858-1945年－」(『メトロポリタン史学』8号)
- 2013 「中ソ対立の激化とイギリスの中立化－60年代を中心として」(『国際政治』173号)
- 2014 「スターリンの戦後極東戦略と鉄道 1944-1950年－中国東北・北朝鮮・サハリンを事例に－」(『日本植民地研究』26号)
- 2015 「中国長春鉄道の返還をめぐる中ソ関係 1949-1952」(『アジア研究』61巻1号)

## 家永 遵嗣

### [経歴]

1957年千葉県にて生まれる。1982年東京大学文学部卒業。1993年東京大学大学院人文科学研究科国史学専攻博士課程単位取得後退学。その後、東京大学文学部助手・成城大学短期大学部助教授を経て1999年4月より学習院大学文学部史学科・同大学院人文科学研究科史学専攻に着任。2006年より教授。

### [主要著書]

1995 『東京大学日本史学研究叢書1 室町幕府將軍権力の研究』  
東京大学大学院人文科学研究科国史学研究室

### [主要研究論文]

1988 「足利義教初期における將軍近習の動向」『遙かなる中世』第9号

1990 「室町幕府奉公衆体制と『室町殿家司』」『人民の歴史学』第106号

1992 「足利義詮における將軍親裁の基盤－「賦」の担い手を中心に－」

石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館

1994 「堀越公方府滅亡の再検討」『戦国史研究』第27号

1995 「足利義満と伝奏との関係の再検討」『古文書研究』第41・42合併号

1996 「明応二年の政変と北条早雲の人脈」『成城大学短期大学部紀要』第27号

1999 「北条早雲の伊豆征服」『伊豆の郷土研究』第24集

「伊勢盛時（宗瑞）の父盛定について」『戦国史研究』第38号

「三魔－足利義政初期における將軍近臣の動向－」『日本歴史』第616号

2008 「室町幕府の成立」『学習院大学研究年報』第53号

2009 「足利義満・義持と崇賢門院」『歴史学研究』第852号

2010 「建武政権と室町幕府との連続と不連続」『九州史学』第154号

「今川氏親の名乗りと足利政知」『戦国史研究』第59号

「細川政元の生母桂昌了久」『日本歴史』第742号

「一五世紀の室町幕府と日本列島の『辺境』」

鐘江宏之・鶴間和幸編『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』東方書店

2011 「応仁2年の『都鄙御合躰』について」『日本史研究』第581号

2013 「室町幕府と『武家伝奏』・禁裏小番」『近世の天皇・朝廷研究』第5号

「甲斐・信濃における『戦国』状況の起点」『武田氏研究』第48号

2014 「足利義視と文正元年の政変」『学習院大学文学部研究年報』第61号

2016 「光厳上皇の皇位継承戦略と室町幕府」

桃崎有一郎・山田邦和編『室町政権の首府構想と京都』文理閣 など

## 研究報告者紹介

工藤 祐一（学習院大学大学院 人文科学研究科史学専攻 博士後期課程）

【研究テーマ】

鎌倉幕府が滅亡したとき、訴訟実務を担っていた奉行人たちの多数は、北条氏とともに滅亡したのではなく、建武政権・室町幕府へ出仕する。また、室町幕府は、鎌倉幕府法を継承・発展させた政治権力であることも知られている。これらの点を踏まえて、鎌倉幕府とその後の政権との連続・不連続が議論されてきた。

ところで、鎌倉後期の所領紛争では、荘園領主と地頭との間で和与が成立した事例を検出することができる。一方で、室町幕府裁判においては、一時期を除いてほとんど観察されない。訴訟実務を担う者は同一であるにも関わらず、なぜこのような差異が生まれるのか。本報告では、社会の実態から、幕府裁判における和与について検討する。

原 瑠美（学習院大学 国際教育研究機構 PD 研究員）

【研究テーマ】

南宋時代、とりわけ理宗・度宗期の西湖周辺の開発整備について、当時の杭州知事の政策と政治背景から関係性を考察する。

芳澤 直之（外務省外交史料館職員 編纂担当）

【研究テーマ】

大正後期から昭和戦時期にかけて、宮内省では、内務省などから高等文官試験を経た官僚たちが高等官として中枢を担うことになった。「宮中・府中の別」原則の徹底が叫ばれる昭和戦前期において、彼ら高等文官は如何にして「宮内官僚」としての自我を確立し、そして待遇改善を望む判任官と、どのようなせめぎあいが生じていたのか。また、高等官は宮中空間において宮内省をどのように位置づけようとしたのか検討していきたい。

岡本 孝信（学習院大学大学院 人文科学研究科史学専攻 博士後期課程）

【研究テーマ】

エセルレッド2世については伝統的に「愚王」とする説が信じられてきた。しかし近年、エセルレッドの治世において政治的・行政的に発展があったと主張され、エセルレッド2世は愚王ではなかったとする考え方が浸透してきている。今回はエセルレッド2世についての研究史の整理を行う。また、エセルレッド2世期の世俗有力者の中でエアドルマンと呼ばれる身分の者たちについて言及したい。

五島 静夏（学習院大学大学院 人文科学研究科史学専攻 博士前期課程修了）

【研究テーマ】

大学史研究において、中世末期は大学が王権に従属し「衰退」していく時代と捉えられてきた。その一方、16世紀の王権を扱う研究は、当時の中央集権体制は未成熟であったとしている。本報告では、ルイ12世およびフランソワ1世の治世を中心にパリ大学の特権を裁判・義務免除・書物に分類して検討し、15-16世紀の王権にとってのパリ大学の重要性を明らかにする。

荘 卓燐（学習院大学大学院 人文科学研究科史学専攻 博士後期課程）

【研究テーマ】

中国古代帝国史論は、長年にわたって研究が積み重ねられ、既に多大な研究成果が挙げられている。先行研究を踏襲した上で、秦漢時代の交通を主眼とする本研究は、中国古代社会のような原則的に地域移動が禁止される環境の中で、天子号の機能を継承し地域移動の特権を所持する皇帝が、「符」の発行を通して特権の分与を行い、専制権力が形成されていく過程を考察することを目的とする。

## 第二次大戦下における連合首脳間の往復書簡について

### —蒋介石を中心に—

麻田雅文

日中戦争下の蒋介石の戦争指導は、良く言えば「持久戦」であり、悪く言えば「消極的抵抗」であった。蒋介石自身も、1937年12月の南京陥落後に武漢、重慶へと奥地へ逃れたことで、最前線で指揮に立つことはなかった。日中戦争下でも、第二次国共合作で提携する中国共産党と衝突していることから、蒋介石には、真剣に日本軍と戦っていたのか、というイメージが付きまとう。こうしたイメージの増幅には、戦後に中国共産党が対日戦勝利の果実を独占しようとしたことも、無関係ではない。

しかし、蒋介石は彼なりの方法で戦っていた。彼が監督する戦場は、実際の戦場だけではない。後方支援や宣伝活動、そして外交の場においても、蒋介石の指導力が発揮されていた。その事実を雄弁に物語るのは、蒋介石がローズヴェルト、チャーチル、スターリンをはじめとする連合首脳とかわした書簡の数々である。本報告は、こうした往復書簡を分析する事で、日中戦争下の蒋介石の外交を再考しようという試みである。

メールはもちろん存在せず、電話での首脳会談も成立しえなかった日中戦争から第二次世界大戦の期間に、連合首脳たちの意思疎通の手段は、主に三つあった。

一つは、首脳会談である。飛行機嫌いスターリンでさえ、首脳会談の場が設けられれば、遠路をいとわず出席した。しかしそれは、カイロ（1943年11月）、テヘラン（1943年12月）、ヤルタ（1945年2月）、ポツダム（1945年7月）と、第二次世界大戦の後半に集中している。そして英米中ソ、その首脳全員が顔をそろえることは、ついになかった。

もっとも活発だったのは、双方の国家が派遣している外交官や軍事顧問を通じた外交だ。彼らが、各国の首脳の見解を口頭で伝達する。そのため、外交文書の解読によって得られる情報が最も多く、豊かなのは言うまでもない。ただそこには、仲介者である外交官たちの個人的な見解などが反映されている場合もあり、慎重な史料批判が必要である。

最後に、首脳間の手紙、もしくは電文のやり取りである。中でも親書と呼ばれる形式の手紙は珍重され、首脳たちの間を多数いきかっていた。こうした手紙には、各国の首脳の見解や希望が如実に反映したものとして、見るべきものがある。実際は美辞麗句に彩られた書簡が多数を占めるが、そうした書簡でも、発信された理由を考えると、様々なことを教えてくれるだろう。本報告では、とりわけ入手の難しい蒋介石と各国首脳たちとの往復書簡を題材に、第二次世界大戦におけるリーダーたちの戦略と苦心をのぞいてみたい。



## 講演要旨「14世紀の公武関係・朝幕関係」

家永遵嗣

「公武関係」として、荘園制的な領有秩序のなかで朝廷・幕府の占めていた位置関係を想定する。「朝幕関係」とは、幕府と北朝との通交関係、幕府と南朝との講和交渉を指す。

「荘園公領制」は院政期から鎌倉初期にかけて顕れた荘園制的な領有秩序である。国司（知行国主）－国衙－国衙領の支配系列と、寺社本所－荘園の支配系列とが並列して朝廷に結びつく。在庁官人を御家人とする幕府およびその分枝にあたる守護は、国衙の政務（国務）に対する介入を自制しつつこれに関与する支配体制であった。

14世紀に「寺社本所一円領・武家領」体制、ないし「室町期荘園制」に移行すると考えられている。高橋典幸らの唱える「寺社本所一円領・武家領」体制とは、寺社本所一円領と武家領とが国家的軍役を負担する領有単位としてそれぞれ位置づけられ、幕府の法的庇護をうけたとみる説である。移行時期は、暦応元（1338）年だという。井原今朝男・伊藤俊一は「室町期荘園制」という概念を提起し、観応2（1351）年以後、室町幕府の所務立法は「寺社本所領」保護に偏向し、法務活動によって新たな領有秩序が誘導的に形成されるとする。いずれも、「荘園公領制」から「公領」を除いた概念だが、移行時期の認識は一致していない。この移行に影響を与えたとみられるのが、「朝幕関係」である。

建武3（1336）年冬、尊氏・直義は後醍醐に対して諸国国衙領を進上する和睦条件を提示したらしい。同年11月に答申された「建武式目」の第七条「守護職者往古之吏務也」という条項が関連する。「吏務」とは国司を指す。尊氏らは守護に諸国国衙領を委ね、後醍醐に国衙領の年貢を進上する、守護請に立脚した知行国支配を構想していたと推察される。

暦応元（1338）年なかば、この構想は南朝との講和交渉ともどもに放棄され、同年7月、尊氏が後醍醐に進上する予定で保管していた知行国群が北朝に返還された。以後、諸国武士に国衙領年貢を国司に納入するよう命じる法令や、守護に大犯三箇条を遵守させて国務への関与を禁ずる法令が出され、貞和2（1346）年12月13日付の一連の法（幕府追加法25～42）が集大成となる。北朝と直義とは、守護の国務関与を制限して朝廷－国司の支配を維持する、名目的にせよ鎌倉期の「荘園公領制」を引き継ぐ体制構想を共有していたようだ。

この構想に実効性がなかったことは、松永和浩が既に指摘している。建武5（暦応元・1338）年7月、尊氏の保管占有していた知行国が北朝に返還されたが、国司・国主らは同年11月の光明天皇大嘗会経費を徴収・上納することができず、守護が徴収した。貞和5（1349）年の崇光天皇即位式に際して、幕府は「於今、天下静謐之上者、為公家可有御沙汰」しとし、朝廷が自ら経費を徴収するよう求めたが実現せず、幕府が二千貫文を献納することになった。朝廷－国司の支配に実効がないために、体制構想が空文化したのである。

観応2（正平6・1351）年、尊氏・義詮が後村上に「天下」返上を申し出て、11月3日に南朝による一統、「正平一統」が実現した。義詮らは「国衙ノ郷保并本家領家年来進止ノ地」を後村上に委ねる提案をしたという。北朝の支配能力の欠如をみて、守護請に立脚した知行国支配を広範に施行する、建武3（1336）年の構想が再浮上したと考えられる。

周知の通り、翌年1352（正平7・観応3）年閏2月に「正平一統」が破れ、北朝の再興

が困難になるとともに、南朝の幕府討滅方針も破産した。以後の幕府法には国司の収税を保護する規定がなく、「荘園公領制」は放棄されたとみられる。「公武関係」の転換は、「朝幕関係」の深刻な混乱、すなわち「正平一統」の破綻を経て生じたと考えられる。

## 鎌倉幕府裁判における和与と〈違背咎〉

工藤祐一

本報告では、主に東大寺領美濃国茜部荘における荘園紛争（特に所務をめぐる紛争）を題材に取り、和与締結とその後の裁判の展開について検討し、鎌倉幕府の「専制化」と崩壊について論じた。

茜部荘は、弘仁9年（818）に酒人内親王が美濃国勅旨田厚見荘を東大寺に施入したことにより始まる。その後、東大寺別当による再開発や不輸不入権の確立、在地領主との抗争を経て、領域型荘園として確立した。東大寺は、茜部荘および隣荘の大井荘を重要荘園の一つとして認識していた。

鎌倉期の茜部荘は、承久3年（1221）に勃発した承久の乱において、下司が後鳥羽上皇方へ加わったため乱後に幕府に収公され、地頭職が設置された。地頭には、後に評定衆の家格となる長井氏が任じられ、長井氏は代官を派遣して荘園支配を行った。これ以降、地頭代と東大寺とが地頭請や年貢納入時期などをめぐって争うこととなる。

まず、文永年間の紛争では、幕府（主に六波羅）は、法的対話を成立させるために、論人にたいして再三召文を発給した。すでに先行研究で、幕府（あるいは六波羅）は、本所・地頭間紛争において対話のための場を提供し、合意の調達を志向していたことが指摘されている。召文の発給は、法的対話とそれに基づく合意調達に必要な行為だったのである。

しかし、論人となった地頭代は不参・遁避を繰り返した。一方、訴人の東大寺側は、「召文違背咎」の適用を幕府に要求し、幕府による論人への圧力を期待した。すなわち、「召文違背咎」適用は、訴人の側から要求される一方で、幕府はあくまで法的対話プロセスの成立に執心していたのである。

次に弘安年間以降の紛争では、東大寺側から「下知違背咎」の適用が申請されている（実際に適用されたかは所見なし）。その後、訴訟人の中で和与が成立し、幕府によって認定されている。和与成立以降の紛争では、東大寺は、地頭・地頭代が和与に背いたとして「下知違背咎」の適用を要請しており、また、その要請自体が訴訟戦術として定着した。この段階では、法的対話プロセスが成立している一方で、そのプロセスで合意に至った内容の不履行が問題となっている。さらに、「下知違背咎」の適用申請は、訴人の側からなされていることに注目したい。

以上、東大寺が訴訟戦術として〈違背咎〉を主張したことを確認した。「専制化」という現象は、社会の側から「専制化」を要求された結果として理解することができる。すなわち、幕府が自らの意思を社会へ貫徹しようとしたのではなく、社会の側が、〈違背咎〉という〈切り札〉によって、幕府権力を荘園紛争に呼び込んだのである。たとえ〈違背咎〉が適用されたとして、荘園領主が直接利益を得るわけではないが、所務関係の利益実現という点において、政治的圧力として有効であった。

## 南宋末の西湖 一杭州知事の政策と政治背景から一（仮）

原 瑠美

南宋時代、とりわけ理宗・度宗期の西湖周辺の開発整備について、当時の杭州知事の政策と政治背景から関係性を考察する。

## 昭和戦前期の宮中と官僚－宮内省の機構改革を中心に－

芳澤 直之

1921年10月6日、宮内省では、宮内省官制の改正により参事官を置いた。参事官には内務省など各省庁から、高等文官試験を経た若手のエリート官僚が多数登用された。彼ら高文官僚の登用は、単に世代交代だけに留まらず、世界史的な君主制国家の動揺と複雑化する社会情勢に対応するためであった。しかし、先行研究においては言及されることはあっても、十分に検討されてきたとは言い難い。

宮内省首脳ポストに高文官僚の登用を主導したのは牧野伸顕宮内大臣であった。牧野は、青年君主である昭和天皇を支えるため、宮内省を近代的な行政官庁として機能させるための改革を志向した。しかし、1920年代の宮内省は、元老山縣有朋に近い「山縣系」の古参の宮内官が影響力を持ち、しばしば牧野宮相や関屋貞三郎宮内次官、そして若手の高文官僚と対立した。

1925年、牧野宮相は内大臣に転出し、宮相の後任には一木喜徳郎が就任した。一木は元内務官僚であり、帝国大学法科大学でも教鞭をとった法学者であった。一木宮相が直面した課題は、牧野時代以来の宮内省内の統制、そして昭和への代替わりに伴う新帝の準備であった。また、1930年代に入ると浜口雄幸内閣による「緊縮財政」の対応に迫られた。こうした課題に直面した一木時代の宮内省首脳部は、帝大時代の師弟関係に基づく一木宮相と高等官の紐帯関係を背景に、宮内省内の人員削減や緊縮財政などを断行した。一方で、待遇改善を求める判任官に対しては、セーフティネットである「宮内省互助会」の事業を充実させるなどしてバランスの維持に努めた。また、商工省から宮中入りした木戸幸一を内大臣秘書官長と宮内参事官を兼任させることで、宮内省運営に宮中全体の合意の調達を図った。一方、「山縣系」と目されていた入江貫一帝室会計審査局長官は関屋次官に歩み寄り、宮内省改革に応じた。このように宮内省全体として、一木体制下の省内統制が確立されつつあった。同時にかねて牧野や関屋に批判的な勢力は、メディアを駆使した「側近攻撃」を展開した。その結果、一木宮相は辞任に追い込まれた。

一木宮相の後任には湯浅倉平会計検査院長が就任した。湯浅も帝国大学から内務省入りした高文官僚であった。湯浅も一木路線を継承し、内務省の若手高文官僚を積極的に登用すると共に、さらなる省内の統制に力を注いだ。特に、宮内職員に対する教育体制を強化し、「職員講習」を実施した。講師は主に宮内省高等官や帝国大学の教授を迎え、さらに湯浅自らが講師として登壇した。そして1935年に、「宮内官綱領」を制定し、「宮内官僚」としての行動規範を明文化するに至った。

全体として、昭和戦前期における宮中と官僚の関係は、高文官僚自身が「宮内官僚」としての在り方と政治・社会との関係性において、再考を余儀なくされた。一見場当たりのともみとれる宮中上層部や宮内省上層部の対応も、宮中の「非政治性」の強化の過程として捉えることもできるのではないだろうか。

## イングランド王エセルレッド二世と世俗有力者

岡本 孝信

エセルレッド2世は10世紀末から11世紀初頭のイングランド王（rex Anglorum）であった。エセルレッド2世は兄のエドワード殉教王の死後978年に10歳で王位に就いた。エセルレッド2世の治世にはデーン人の侵略が多く記述される。特に、エセルレッド2世の治世の晩年にはデーン人の王であったスヴェン双又髭王とその息子のクヌートが侵略・征服を行い、一時エセルレッド2世がその王妃エマの故郷であるノルマンディーに亡命し、スヴェン双又髭王がイングランド王となる時期も経験した。スヴェン双又髭王が死去し、再びエセルレッド2世は王位に就くが、クヌートによる侵略が激化する中で1016年にエセルレッド2世は死去した。エセルレッド2世の息子のエドマンドが王位に就くが、クヌートとエドマンドは協定を結びイングランドを分割統治することとなる。しかし、エドマンド王は1017年に死亡し、クヌートが全イングランドの支配者となる。エセルレッド2世はイングランドの王位をアングロ＝サクソン人からデーン人に明け渡したとされ、後世に「無思慮王（Unready）」という渾名がつけられ、伝統的にジョン欠地王やりチャード3世と並ぶ愚王と評価され続けた。

しかし、エセルレッド2世の即位1000年周辺でその評価に対して変化が訪れる。これまでの伝統的に理解されていたエセルレッド2世像には多くの誤解があると主張された。そして、失敗したもののエセルレッド2世は無能ではなく、彼の治世において政治的・行政的に多くの発展があったと主張された。現在、イングランド側の研究ではエセルレッド2世は愚王ではなかったとする意見が優勢である。本報告では第一に評価の分かれるエセルレッド2世についての研究・言説史の整理を行う。

次に、エセルレッド2世期の世俗の有力者たちに注目する。土地の権利証書であるチャーターにはその土地に対する決定がなされた際にその場にいた人物たちの名前が称号とともに挙げられている。その中で挙げられている世俗の有力者にはエアドルマン、エオール、王のセインという称号がつけられている。本報告では特に名前とともにその称号としてエアドルマン（ラテン語ではDux）と記されているものに注目する。エアドルマンの機能や性質は時期によって変化するとされている。そのため、本報告ではエセルレッド2世期の彼らの機能や性質を見ていく。そして、エセルレッド2世期にエアドルマンのおかれていた状況やエセルレッド2世のエアドルマンに対する行動・発言からエセルレッド2世の評価を行いたい。また、エセルレッド2世の治世の直後にイングランドの王位がアングロ＝サクソン人からデーン人へと転換する。侵略者であり、異民族であったデーン人の王をイングランドが受け入れることとなった要因についても、エセルレッド2世とイングランドの世俗有力者の関係から考えてみたい。

## 15世紀末—16世紀におけるパリ大学の特権

### —王権との関係に着目して—

五島 静夏

パリ大学はその成立当初から、裁判をはじめいくつかの領域における特権を認められていた。本報告ではそのなかでも、裁判における特権である特別受審権（*committimus*）、義務免除（*exemptions*）について扱い、さらに羊皮紙や検閲など大学が特別な地位を占めた書物に関連する問題について検討する。

第一に、下級審を省略し上級審に訴訟を持ち込む特権であるところの特別受審権について検討する。なかでも16世紀までのパリ大学の特別受審権は、教皇特権管理裁判官（*conservateur apostolique*）へ大学人の裁判を移管する権利を指す。

裁判権に関して、パリ大学は教会裁判権の下で保護されていたが、1446年に高等法院へ付託されている。この決定によって大学の王権への従属化が大きく進むが、大学が教会の庇護下に入る権利を保証する教皇特権管理裁判官によって、大学の特権は維持されていた。しかし、1516年にボローニャの政教条約によって王が国内聖職者の任命権を掌握して以降は、この裁判官の人事に対しても王権の干渉が起きるようになる。

第二に論じるのは、義務免除の特権である。大学人は税や都市防衛のために都市民が行う夜回りを免れることができた。特に15世紀末から16世紀にかけてはイタリア戦争を背景に、費用捻出のための課税と都市の治安への意識の高まりが見られるようになり、免除特権を持つ大学と都市当局との間に摩擦が生じる。

第三に扱う書物の問題については、まずパリ大学と羊皮紙の関係について言及する。中世において書物制作関連の業者は大学周辺に集中し、彼らは大学の宣誓商人となって活動していた。大学は書物については検閲を、羊皮紙については一定額の徴収を行う権限を持っていた。徴収権をめぐる15世紀に大学は商人や司教と争い、この権利はその抗争のなかで大学の特権として確立されていく。

次いで、書物の検閲のなかのパリ大学について見ていく。活版印刷が普及しヨーロッパ各地で書物の規制が始まるなか、フランスは1520年代から宗教書の検閲を開始する。パリ大学神学部は本の内容の是非を判断する役割を担い、その決定に法的効力を持たせる高等法院と連携して書物を規制する体制が採られた。しかし実態としては、王・高等法院・神学部の対立が目立ち、出版統制は進展しなかった。やがて1537年の納本制度をはじめ、王権は官僚機構による出版統制システムを整えていく。それは大学宣誓書籍商の特権的地位を奪い、また出版許可を出す主体が王権にあることを明示することで、出版統制におけるパリ大学の権限を奪っていく方へ向かっていった。

以上の三つの領域における特権を検討することで、パリ大学がそれらを維持しながら、漸進的に王権の保護下へ移行する過程を明らかにしていく。

## 中国古代の交通と権力

### —専制君主の誕生における「符」の役割—

莊 卓燐

中華世界は皇帝という唯一最高の権力者が君臨する中央集権国家を中心として、時代の変遷につれて独自の文明が構築された。やがてこの文明は周辺の諸国家へ伝播し、それぞれの民族はこれを母胎として自己独自の文明を展開させた。言うなれば、東アジア世界ないし東ユーラシア世界は中華文明によって繋がる多文化地域である。中華文明の核心は、「皇帝」と号する者が支配する国家であり、過去に大陸を支配した諸々の帝国である。とりわけ、漢帝国と唐帝国によって構築された文明は、当時のみならず今日においても多大な影響を及ぼしている。

「帝国」を「皇帝が治める国」として理解すれば、中華帝国の形成は「皇帝」号の創出期に該当する秦の時代から始まる。秦王政（のちの始皇帝）の二六年（前二二一年）に、秦王は東方世界を征服し、「皇帝」という称号を創出したもとの、一つの巨大な帝国を築き上げた。秦帝国の建立は、西を拠点とする民族が東方世界の多民族を統合することによって形成されていく。その統治策は秦本土出身の人民と旧六国の人民を厳重に分別し、差別的な待遇を支配原理とする。この側面に基づけば、秦による統合は東方世界の征服であり、中華世界の統一とは称し難い。「統一」の視点から脱却すれば、始皇帝の業績を評価するに際し、戦国時代の国際的な世界意識、夏という過去の王朝の理想化、を政治的に統合したことによる意義がある。すなわち、多民族が共存する「中華」という世界はひとつの政治共同体によっておさめることは可能だと初めて示したのである。以降、漢帝国はその支配領域を踏襲し、長い年月に渡って中華帝国の支配を定着させた。

近年の秦漢史研究は、秦漢帝国の中華世界を支配する必然性に対して批判が高まっており、「皇帝が治める国」が諸々の王国や侯国を上回る事象をめぐって活発な議論をよんだ。その論調の中で、本研究は東洋史独特な事象である皇帝号の特殊性を起点とする。近年の研究成果に、皇帝号は単純に君主号として王号より優越するものではなく、王号と異なる役割を持つがゆえに選択された君主号であることは、次第に明らかになってきた。そして、天子号の祭祀を掌る機能を継承した皇帝号は、祭祀の範囲を中華世界全土に広げた結果、他地域を渡る必要性が生じたと思われる。それが古代世界のような原則的に地域移動が禁止される環境の中でもなれば、地域の移動は皇帝の特権と見なすべきである。

古代の中華世界は、歴史的変遷のもとで地域ごとに閉鎖的な環境が作られ、地域間の移動は厳しく規制されていることは、律令などの専門分野で研究が積み重なってきた。地域の境界線上にある関所を通過するために、法的な措置を経てはじめて通関が可能となり、秦漢時代のような律令制度が浸透している国家体制において、皇帝と雖もその例外ではないことは明白である。古代における帝国支配の仕組みを、皇帝の権限によって発行された「符」を媒介として解明していきたい。



## 【学習院大学史学会概要】

名称 学習院大学史学会(Historical Society of Gakushuin University)  
所在地 (事務所) 〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1  
学習院大学文学部史学科研究室内 TEL 03-3986-0221  
代表者 (2017年度) 鶴間 和幸 (学習院大学文学部教授)  
設立 1963(昭和38)年11月

### 創設経緯・沿革

学習院大学史学会は、学習院大学文学部史学科創設の3年目を機に、史学科と表裏一体の関係を保ちつつも、独自の研究、その他の活動を行う組織として設立された。この学会は、1963年初めから準備され、同年11月16日の創立総会に発足した。1965年1月には、学会誌『学習院史学』を創刊し、「掲載されたものが、それぞれに意義を持ち、将来の研究に資するものであること」(創刊の辞)を目指した。

### 目的

日本の歴史学の発展に寄与すること(『学習院史学』創刊の辞)  
歴史学の研究ならびに会員相互の親睦をはかること(会則)

### 会員数

全国計 708 名  
(教員・事務室 13 名 学内会員 437 名 学外会員 258 名)(2017年6月現在)

### 集会

大会・総会(1回/年)、例会

### 刊行物

学習院史学 GAKUSHUIN HISTORICAL REVIEW (1回/年)  
史学会会報 GAKUSHUIN HISTORICAL REPORT (2回/年)

## 《『学習院史学』第56号原稿募集のお知らせ》

### 〈投稿規定〉

- 1 投稿者は学習院大学史学会会員とします。ただし、学習院大学史学会会員を中心とする研究会の投稿については、この限りではありません。
- 2 投稿希望者は投稿要旨を編集委員宛に提出してください（400字詰め原稿用紙換算で5枚程度とします。  
なお要旨は審査の都合上、研究史的意義についても簡明に言及してください。掲載の可否については、編集委員会が投稿原稿を厳正に審査した上で投稿者に連絡します。
- 3 投稿原稿は、書き下ろし、完全原稿とします（鉛筆不可）。  
印刷の際に組み替え等が生じた場合は、投稿者にその経費の3分の2を負担して頂きます。
- 4 注は通し番号とし、本文のあとに付記してください。
- 5 投稿原稿は、400字換算で、論説60枚以内（注・図表を含む）、研究ノート40枚以内（同）、書評・史料紹介・研究動向20枚以内（同）とします。なお投稿原稿は縦書き・漢数字使用とし、ワープロ原稿の場合は、A4判に40字×30行で作成したテキストデータにプリントアウト原稿を添えて提出してください。
- 6 図・表などは印刷ページの4分の1以内とします。所定量を超過した場合は、超過分を投稿者の負担とします。なお、図・表などは、大まかな掲載場所をあらかじめ指定してください。
- 7 投稿要旨の提出期限を7月中旬、投稿原稿の提出期限を9月下旬とします。なお、投稿要旨は400字×5枚程度とし、英文タイトルをつけてください。締め切りは厳に守ってください。
- 8 掲載原稿の著作権の扱いは以下の通りとします。
  - (1) 著作権は、著者に帰属するものとします。
  - (2) 著作権者は、複製権・公衆送信権等、出版やオンラインでの公開・配信について、学習院大学史学会に著作権上の許諾を与えるものとします。
  - (3) 著作権者は、論文等の電子化、学習院学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する学習院大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとします。なお、公開は刊行から1年後とします。
  - (4) 著作権者は、電子化・オンライン上の公開に当たり、以下に関する著作権上の許諾を予め得ておくものとします。
    - (a) 共著者がいる場合は、そのすべての共著者
    - (b) 引用図版・写真等がある場合は、その図版・写真著作権者
  - (5) 電子化およびオンラインでの公開を希望しない場合は、電子化及びオンラインでの公開を拒否することができるものとします。

※2017年度の投稿要旨の提出期限は 2017年7月18日（火）、投稿原稿の提出期限は 9月下旬（具体的な期日は要旨審査後に通知）とさせていただきます。